

草加市円滑な建築確認手続等に係る推進計画書

1 推進計画書の趣旨

本計画書は、平成22年6月1日から実施される建築確認手続等の運用改善を受け、「建築行政マネジメント計画策定指針の制定について（技術的助言）（平成22年5月17日付け国住指第655号）」及び同計画策定指針に基づき、建築確認に係る審査期間の短縮及び審査過程のマネジメントについての取組方針を定めるものである。

2 現状の分析等

(1) 審査に要する所要期間の把握・分析

	確認申請から確認済証交付					
	確認審査		適判審査		合計	
	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数	総日数	実審査日数
適判物件	43.7	33.6	15.2	6.2	58.9	39.8
非適判物件 (1～3号)	36.4	23.4			36.4	23.4
非適判物件 (4号)	13.1	10.3			13.1	10.3

※ 適判物件・非適判物件ともに平成21年度の平均値

※ 現在、事前審査は実施していない。

(2) 審査に長期間を要している物件の把握・分析（適判物件・非適判物件毎）

(i) 適判物件

- 明示すべき事項の内、多数の事項が図書に明示されていない
- 図面相互の不整合が多い 等

(ii) 非適判物件

- 明示すべき事項の内、多数の事項が図書に明示されていない
- 図面相互の不整合が多い

○増築物件にあつては、既存部分についての検討がなされていない 等

(3) 確認審査の流れ（適判物件・非適判物件ごと、消防同意手続を含む。）別紙、フロー図による。

(4) 確認審査の体制

大規模な物件については、意匠・設備審査と構造審査を並行して行い審査期間の短縮を図るとともに、平成21年度からは建築確認・検査担当を1名増員し、審査・検査体制を強化している。

(5) 事前相談等

事前検査については、平成19年6月から継続して実施している。今後についても当面実施していく。

なお、事前審査については、平成20年3月末をもって原則として終了した。

(6) 審査担当者会議

審査担当者会議を適宜実施し、審査に係る問題点の解決や情報の共有化を図っている。

(7) その他、審査期間の短縮等に向けて工夫してきたこと

○埼玉県特定行政庁連絡協議会において、木造2階建て住宅並びに木造3階建て住宅の確認申請書及び添付図書の作成例を作成し、成果をホームページで公開している。

○また、不適合通知事例集及び受付時チェックリストを作成し、埼玉県内各特定行政庁で情報を共有している。

3 建築確認審査の迅速化の目標設定

建築確認の実効性を確保しつつ、迅速かつ適確な建築確認審査を実施することを目標とする。

特に構造計算適合性判定を要する物件で、並行審査を行うものについては、確認図書の受付から確認済証交付までの所要期間の平均値^(注1)について概ね35日以内を目指す。

(注1) 「不適合通知」又は「建築基準関係規定に適合するかどうか決定できない旨の通知」がなされた物件を除いた平均値とする。

4 建築確認審査の迅速化のための取組

適確な確認審査を実施することを前提に、確認審査手続の迅速化の取組について、取組方針を以下のように定める。

(1) 確認申請受付時点でのチェック方法の徹底

(i) 受付の時点で、①申請書に記載すべき事項が欠落していないか、②添付すべき書類、図書が添付されているか、③法適合上、大きな問題がないか等を、チェックシート等により確認する。

(ii) 以下のような確認申請は、適正なものとは認めないこととする。

○申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しているもの

○添付すべき書類、図書の不足が多数あり、審査の実施が困難なもの

○建築計画が確定していると認められないもの

(2) 審査方法（審査手順、申請者とのやりとり方法を含む。）の改善

(i) 確認申請受付後、意匠審査においては、特に建築計画に大きく影響する斜線制限や容積率制限などについての問題を発見した場合には、速やかに、申請者等に対して補正等の指示を行う。なお、この場合、確認申請図書に係るすべての指摘ではない旨を伝達する。

(ii) 補正等の書面の交付を行う場合にあっては、相当の期限を定めて補正や追加説明書の提出を求めるものとする。相当の期限は、内容に応じて、概ね2週間以内の一定期間とする。その他の補正等の書面の交付、法定通知の方法、審査期間の考え方等については、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」によるものとする。

(iii) 適判物件については、意匠審査終了後、意匠図と構造図の整合性を確認した上で、速やかに構造計算適合性判定機関に送付し、並行審査を実施するものとする。また、円滑な並行審査の実施のため、構造計算適合性判定機関と十分な調整や情報交換を行う。

(iv) 指摘事項について、担当者によるバラツキが生じないように、定期的に内部で情報を共有し、調整する。

(3) 審査体制の改善

円滑な確認審査を推進するため、審査体制を申請建築物の規模の大きさ等に応じて、適宜、意匠審査、構造審査、設備審査を並行して審査を行うことができるように改善して行く。

(4) 構造計算適合性判定や消防同意手続との並行審査の具体的方法の策定

- (i) 円滑な並行審査の実施のため、意匠審査終了後、構造計算適合性判定機関に依頼の予告を伝えることを始めとして十分な調整や情報交換を行う。
- (ii) 消防同意についても、積極的に並行審査を行うこととし、消防本部と十分な調整や情報交換を行う。

(5) 建築関係団体等との意見交換の実施

埼玉県建築確認円滑化対策連絡協議会を通じ、設計者、埼玉県、他特定行政庁、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関との情報交換、意見交換を行い、円滑な確認審査に努める。

(6) その他、確認審査手続の迅速化のための取組の実施

建築主事が、物件ごとの審査状況の進ちよく状況を把握し、目標を達成できるよう、必要に応じて審査体制や審査方法について随時改善を図るとともに、指定構造計算適合性判定機関と十分な調整を図る。

5 建築確認の審査過程のマネジメント

審査過程のマネジメントについて、具体的取組方針を以下のように定める。

(1) 物件ごとの進ちよく管理

円滑な確認審査の推進のため、確認申請を受け付けた段階から、物件ごとの審査状況の進ちよくを建築主事が管理するものとする。

審査に時間を要するものについては、その対応策を検討する。また、定期的に各物件の審査状況、平均総審査日数、平均実審査日数を整理・把握し、審査体制や審査方法に改善の余地がないかについて検証を行う。

(2) 一般からの苦情を受け付ける窓口等の設置

審査に係る苦情を受け付ける窓口を建築指導課内に設置する。

(3) 苦情窓口を通じた審査の指摘内容のバラツキ等の把握

寄せられた苦情については、実態を調査し、必要に応じて、バラツキ是正等のための調整を行うものとする。

(4) 審査担当者への指導等の取組方針 建築主事と審査担当者との間で、適宜、調整会議を

開催し、審査方法に関する情報交換・意見交換を行う。特に、審査に当たって運用を明確にすべき事項については、できる限り事前に審査担当者に伝えるものとする。

また、審査担当者の審査技術の向上のため、必要に応じて研修会等に参加させる。

(5) その他、審査のバラツキ是正のための取組

日本建築行政会議、埼玉県特定行政庁連絡協議会等を通じて、確認審査に当たっての運用の明確化を図る。

6 その他

(1) 推進計画書の公表方法

建築安全課ホームページに掲載する。

(2) 推進計画書を用いた設計者等との意見交換の実施 埼玉県建築物安全安心推進協議会等の場を通じ実施する。